

## 水戸市終活関連情報登録事業実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、終活（人生の終末期を迎えるにあたり、自分らしいよりよい最期を迎えるための活動をいう。）に係る契約等の情報（以下「終活関連情報」という。）をあらかじめ本市に登録し、病気、事故等により意思表示ができなくなったとき、又は死亡したときに、警察、消防、医療機関及び福祉事務所（以下「警察等」という。）並びにあらかじめ指定した者（以下「照会可能者」という。）からの照会に基づき終活関連情報を提供する事業（以下「終活関連情報登録事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録対象者)

第2条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）をすることができる者（以下「登録対象者」という。）は、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定により作成する住民基本台帳をいう。）に記録されている65歳以上の者とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

### (登録の申請)

第3条 登録対象者は、登録をしようとするときは、水戸市終活関連情報登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、登録対象者からあらかじめ登録に係る委任を受けているとき、又は登録を行うことが明らかに登録対象者の利益になるときに限り、当該登録対象者に代わり当該登録対象者の成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）が行うことができる。
- 3 第1項の規定による申請を行う登録対象者又は成年後見人等は、本人であることを証する書類（成年後見人等にあっては、本人であることを証する書類及び代理権等が確認できる書類）（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。
- 4 登録の対象となる終活関連情報は、別表のとおりとする。

### (登録情報の通知)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る登録をし、水戸市終活関連情報登録決定通知書（様式第2号）及び水戸市終活関連情報登録カード（様式第3号）を当該申請をした者に交付するものとする。

### (登録情報の照会)

第5条 照会可能者は、終活関連情報の提供を求めるときは、水戸市終活関連情報登録照会書（様式第4号。以下「照会書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、照会可能者が警察等である場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による照会を行う照会可能者は、照会書の提出の際に本人確認書類を提出しなければならない。

### (終活関連情報の変更等)

第6条 登録対象者は、登録に係る終活関連情報に変更が生じたとき、又は登録の抹消をしようとするときは、水戸市終活関連情報登録内容変更（廃止）届出書（様式第5号）により速やかに市長に届けるものとする。

- 2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 3 市長は第1項の規定により変更の届出があったときは、当該届出に係る終活関連情報の登録の内容を変更し、水戸市終活関連情報登録決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。  
(登録の廃止)

第7条 市長は、登録対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録対象者が市外に転出したとき。
  - (2) 登録対象者の死亡日から5年が経過したとき。
  - (3) 前条第1項の規定により登録の廃止の届出があったとき。
  - (4) 不正又は虚偽の申請により登録をしたことが認められたとき。
- 2 市長は、前項第3号及び第4号の規定により登録を取り消したときは、水戸市終活関連情報登録廃止決定通知書（様式第6号）により登録対象者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、終活関連情報登録事業について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この要項は、令和7年12月8日から施行する。

別表（第3条関係）

登録できる情報
1 緊急連絡先
2 本籍
3 かかりつけ医、アレルギー等
4 リビング・ウィルを記した文書の保管場所
5 エンディングノートの保管場所
6 臓器提供の意思
7 献体登録先
8 死後事務委任契約及び葬儀等の生前契約等
9 墓の場所
10 遺言書の保管場所